



2千都審発第53号
令和2年7月8日

内閣府地方創生推進事務局
事務局長 海堀安喜 殿

千代田区都市計画審議会
会長 岸井隆幸



東京都市計画の決定について(答申)

国家戦略特別区域法第21条第5項の規定に基づき付議のあった件について、本審議会において審議の結果、下記のとおり答申します。

記

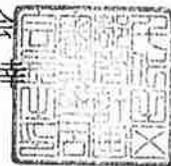
1. 東京都市計画地区計画 内神田南部地区地区計画の決定について
本都市計画案については、原案どおり決定されたい。



2千都審発第53号
令和2年7月8日

千代田区長 石川 雅己 殿

千代田区都市計画審議会
会長 岸井 隆幸



東京都市計画の決定について(答申)

国家戦略特別区域法第21条第5項の規定に基づき付議のあった件について、本審議会において審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. 東京都市計画地区計画 内神田南部地区地区計画の決定について
本都市計画案については、原案どおり決定されたい。



令和2年7月8日

内閣府地方創生推進事務局

事務局長 海堀安喜 殿

千代田区都市計画審議会会長

岸井 隆幸



東京都市計画地区計画 内神田南部地区 地区計画の決定 への
答申に関わる附帯意見について

令和2年7月7日開催の令和2年度第1回都市計画審議会において、議案審議いたしました「東京都市計画地区計画 内神田南部地区 地区計画の決定」に関して、議案審議において出された下記意見を申し添える。

記

1. 附帯意見

地区整備計画区域における建築物の機能更新については、以下の点に配慮して進めるよう検討すること。

- 1) 千代田区の地球温暖化対策の取組みを踏まえ環境負荷の低減を図ること。
- 2) 地域の防災機能の向上に資する更新とすること。
- 3) 大手町地区と神田地区に接する場所として街並み景観に配慮すること。



令和2年7月8日

千代田区長 石川 雅己 殿

千代田区都市計画審議会会長

岸井 隆幸



東京都市計画地区計画 内神田南部地区 地区計画の決定 への
答申に関わる附帯意見について

令和2年7月7日開催の令和2年度第1回都市計画審議会において、議案審議いたしました「東京都市計画地区計画 内神田南部地区 地区計画の決定」に関して、議案審議において出された下記意見を申し添える。

記

1. 附帯意見

地区整備計画区域における建築物の機能更新については、以下の点に配慮して進めるよう検討すること。

- 1) 千代田区の地球温暖化対策の取組みを踏まえ環境負荷の低減を図ること。
- 2) 地域の防災機能の向上に資する更新とすること。
- 3) 大手町地区と神田地区に接する場所として街並み景観に配慮すること。